

I T-ADR 委員倫理規程

(目的)

第1条 本規程は、I T-ADR 委員が最低限遵守すべき職務倫理の規範を定めることを目的とする。

(使命)

第2条 I T-ADR 委員は、その専門的知識と経験に基づき I T 関連紛争の円満な解決を図り、もって I T 社会の健全な発展に寄与することを使命とするものとする。

(責務)

第3条 I T-ADR 委員は、I T 関連紛争を I T の専門的な観点から客観的に分析・評価したうえで、法の適切な解釈・適用に基づいて審理・判断するものとする。

(守秘義務)

第4条 I T-ADR 委員は、職務の遂行によって知り得た秘密情報を他に漏えいし、又は窃用してはならないものとする。

(独立性)

第5条 I T-ADR 委員は、特定の人や組織の影響を受けることなく、常に独立の立場を堅持しつつ、自らの注意と判断をもって職務を遂行しなければならないものとする。

(公正中立)

第6条 I T-ADR 委員は、常に公正中立の態度を保持しつつ、その職務を誠実に果たさなければならないものとする。

(専門性)

第7条 I T-ADR 委員は、深い教養と高い品格の保持に努めるとともに、I T-ADR を行うのに必要な専門能力の向上に努めなければならないものとする。

(準用)

第8条 本規程の内容は、可能な限り I T-ADR 委員候補者に準用するものとする。

附則

(施行期日) 本規程は、2008年9月1日から施行する。